

27 多文化共生社会づくりの推進について

(財務省、内閣官房、内閣府、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省)

【提言の内容】

- (1) 多文化共生社会づくりを推進するため、外国人の受入れ及び外国人が日本社会に適応して生活できるようにするための施策について体系的にまとめた総合的な方針を策定するとともに、関係省庁がその方針に基づいて緊密に連携して施策を推進するための体制を整備すること。
- (2) 外国人の雇用の安定に向け、日本語能力を含めたスキルアップのための研修等を充実させるとともに、外国人労働者の就労環境の適正化に向け、外国人労働者への労働・社会保険関係法令等の周知や関係機関の外国人労働者への対応の充実を図ること。
- (3) 外国人児童生徒の適応指導・日本語指導に関する体系的・総合的なガイドライン等の整備、プレスクール（就学前の初期指導）の普及、外国人児童生徒の教育を担う専任教員等の増員、不就学の外国人の子どもの就学の促進など、外国人児童生徒等に対する教育の充実を図ること。

(背景)

- 我が国には、多くの外国人住民が生活しており、国籍や民族などのちがいかかわらず、互いの文化的背景や考え方などを理解し、ともに安心して暮らせ活躍できる地域社会（多文化共生社会）づくりを進めることが求められている。
- 今般の厳しい雇用情勢を踏まえ、国では定住外国人に関わる施策の推進のための企画・立案・総合調整を行う専任組織が内閣府に設置され、定住外国人支援に関する当面の対策がとりまとめられたところであるが、外国人の受入れ、及び外国人が日本社会に適応して生活していくために必要となる、日本語の習得、日本の社会制度に関する理解、子どもの教育の確保等を図るための施策について、国としての体系的・総合的な方針が確立されていない。
- 日系人を始め外国人労働者は請負・派遣といった就労形態で働いている者が多く、厳しい経済環境が続くなか、解雇・雇止めによる失業が高い水準で推移している。こうした失業者には、今後とも日本で働くことを希望している者も多いが、日本語能力や職務経験が十分でないことなどから、再就職が困難な状況にある。
- 日本に暮らす外国人の子どもの増加しているなか、学校における外国人児童生徒に対する受入れが十分とはいえない状況にある。また、景気の悪化に伴う保護者の失業等によって、不就学の状態となってしまう外国人の子どもの増加が窺われる。

(参 考)

1 外国人登録者数の推移 (各年12月末現在、単位:人。[]内は全国での順位)

	1989 平成元年	1991 平成3年	1999 平成11年	2007 平成19年	2008 平成20年
全 国	984,455	1,218,891	1,556,113	2,152,973	2,217,426
愛 知 県	66,629[4]	98,363[3]	127,537[3]	222,184[2]	228,432[2]
ブラジル	1,626[3]	24,296[1]	41,241[1]	80,401[1]	79,156[1]
中 国	4,477[7]	6,711[7]	13,940[7]	41,605[4]	46,167[4]
そ の 他	60,526	67,356	72,356	100,178	103,109

出典：H2,4年版法務省「出入国管理統計年報」、H12,20,21年版法務省「在留外国人統計」

※平成2年：出入国管理及び難民認定法の改正法の施行。

2 外国人労働者数と派遣・請負事業所の比率 (平成20年10月末現在、単位:人・%)

	外国人労働者数 ^{※1}	うち派遣・請負事業所 ^{※2} [比率]	構成比
1 東 京 都	118,488	30,712 [25.9]	24.4
2 愛 知 県	60,326	24,626 [40.8]	12.4
3 静 岡 県	31,453	20,240 [64.3]	6.5
4 神 奈 川 県	27,473	10,528 [38.3]	5.6
5 大 阪 府	24,065	5,252 [21.8]	4.9
その他の道府県	224,593	71,838 [32.0]	46.2
合 計	486,398	163,196 [33.6]	100.0

出典：厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」

※1 特別永住者及び在留資格「外交」・「公用」の者を除く。

※2 労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者を示す。

3 日本語指導が必要な外国人児童生徒数 (平成20年9月1日現在、単位:人)

	小学校	中学校	高等学校等 [※]	合 計
1 愛 知 県	4,372	1,366	106	5,844
2 静 岡 県	2,267	593	43	2,903
3 神 奈 川 県	1,787	706	301	2,794
4 東 京 都	1,216	798	189	2,203
5 大 阪 府	728	880	211	1,819
その他の道府県	9,134	3,233	645	13,012
合 計	19,504	7,576	1,495	28,575

出典：文部科学省「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況等に関する調査」

※高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の計